**Ⅲ　税制改正の状況**

**令和４年度市町村税の主な改正点**

１ 固定資産税等

**◎　固定資産税（土地）の負担調整措置**

○　景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和４年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5％

（現行：５％）とする。

※　住宅用地、農地等については、現行どおり。

※　都市計画税についても、同様の措置を講ずる。

２　個人住民税

**◎　住宅ローン控除**

○　所得税の住宅ローン控除の適用者（※）について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の５％（最高9.75 万円）の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する。

※　住宅の取得等をして令和４年から令和７年までの間に居住の用に供した者。

○　この措置による減収については、全額国費で補塡する。

３　納税環境整備

**◎　地方税務手続のデジタル化**

○　eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段を拡大する。

４　主な税負担軽減措置等

**◎　固定資産税等の特例**

○　カーボンニュートラルポートにおける陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）

○　貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）